

実施年月日	令和3年8月30日
実施方法	オンライン会議システム「Zoom」

○市長（藤井信吾君） それでは、議案第46号から第53号までの8件につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

議案第46号、取手市政治倫理条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、取手市政治倫理条例に基づき設置されている取手市政治倫理審査会の委員の任期を、現在の2年から3年とし、審査に係る理解をより深めていただくことによって、より充実した審査体制を構築するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第47号、3社総交公区第1-1号、取手駅西口ペDESTリアンデッキ整備工事請負契約の締結についてであります。本件につきましては、取手駅北土地地区画整理事業の一環として、取手駅西口ペDESTリアンデッキにおける既存施設の改修及び歩行者用シェルター等の設置工事を行うため、本契約を締結するものであります。工期につきましては、令和4年3月末の竣工を予定しております。

議案第48号、令和3年度取手市一般会計補正予算（第8号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ6億307万7,000円を増額し、予算総額を387億7,601万7,000円とするものであります。今回の補正内容といたしましては、2点ございます。まず1点目は、ふるさと取手応援寄附金推進事業であります。本事業につきましては、今年度より財政課内にふるさと納税推進室を設置し、さらなる推進を図っているところであります。8月より民間ポータルサイトを拡充したことや市内事業者の返礼品が好評なことなどから、寄附金収入の増額及びこれに伴う事業費の増額を計上しております。

2点目は、新型コロナウイルスワクチン接種推進事業であります。現在、全庁的な協力体制の下、全力を挙げて取り組んでおります本事業について、今後11月までの集団接種の実施などに必要となる経費について、増額を計上しております。なお、本補正予算につきましては、今議会最終日より早い時期での予算執行が必要となることから、開会初日での先議をお願いしたいと考えております。

議案第49号、令和3年度取手市一般会計補正予算（第9号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億1,248万4,000円を増額し、予算総額394億8,850万1,000円とするものであります。歳出予算の主な補正内容といたしまして、大きく2点ございます。まず1点目は、施設・インフラの維持管理に関する経費であります。隣地との高低差がある道路ののり面改修や老朽化した施設の改修——もとい、老朽化した施設の修繕・改修など緊急の対応を要するものや、県の補助金を財源として実施する公園の維持管理経費などについて計上しております。2点目は、民間保育園に対する施設整備補助金であります。共生保育園の保育室の増築及び外壁補修につきまして、

県の負担分と合わせて補助金を交付するものであります。

次に、歳入の主な補正内容であります。歳出に伴うもののほか、普通交付税、臨時財政対策債の決定及び前年度繰越金の確定に伴い、前年度繰越金及び普通交付税の増額、臨時財政対策債の減額をそれぞれ計上しております。第2表、債務負担行為補正につきましては、図書館電算システム及び学校連携システム使用料を追加するものであります。こちらは、市立図書館と学校図書館の連携を含む現行の図書館情報管理システムの契約期間が来年6月に満了することから、次期システムの賃貸借契約手続を進めるため、債務負担行為を設定するものであります。第3表、地方債補正につきましては、緊急自然災害防止対策事業債を追加するとともに、災害関連事業（地盤沈下対策分）ほか2事業の限度額を変更するものであります。

議案第50号、令和3年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億7,200万円を増額し、予算総額を10億5,098万9,000円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、取手駅北土地地区画整理事業に要する経費の増額を計上しております。次に、歳入予算の主な補正内容につきましては、国庫支出金、市債、繰越金の増額、一般会計繰入金の減額を計上しております。

議案第51号、令和3年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ14億4,305万5,000円を増額し、予算総額を115億7,608万7,000円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、財政調整基金積立金及び令和2年度国民健康保険事業特別会計繰越金を一般会計へ繰り戻す繰出金の増額を計上しております。

次に、歳入予算の主な補正内容につきましては、令和2年度の繰越金の増額を計上しております。

議案第52号、令和3年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,869万8,000円を増額し、予算総額を32億8,507万2,000円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、令和2年度後期高齢者医療特別会計繰越金を一般会計へ繰り戻す繰出金の増額を計上しております。

歳入予算の主な補正内容につきましては、令和2年度の繰越金の増額を計上しております。

議案第53号、令和3年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,749万9,000円を増額し、予算総額を86億5,538万8,000円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、介護給付費準備基金積立金、国庫金等返還金、一般会計への繰出金の増額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、介護給付費準備基金繰入金の減額、前年度繰越金の増額を計上しております。

続きまして、承認第7号について、提案理由をご説明申し上げます。承認第7号、令和3年度取手市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についてであります。補正予

算の規模は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 3,257 万 4,000 円を増額し、予算総額を 381 億 7,294 万円とするものであります。補正予算の内容は、令和 3 年 7 月 1 日に発生した集中豪雨による災害に対応するため、応急処理経費を予算措置したものであります。なお本件につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分し、同条第 3 項の規定に基づき、ご報告申し上げるものでございます。

続きまして、報告第 8 号及び報告第 9 号についてご報告申し上げます。

報告第 8 号、令和 2 年度取手市一般会計継続費精算報告書についてであります。本件につきましては、非常用発電設備改修事業及び取手図書館空調設備改修事業に係る継続費精算報告書で、いずれも令和元年度から令和 2 年度までの各年度の年割額に対する支出額を調製し、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定によりご報告申し上げます。

報告第 9 号、令和 2 年度取手市健全化判断比率についてであります。本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、健全化判断比率 4 指標の数値を報告するものであります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれにつきましても、早期健全化基準には該当しない結果となっております。なお、今回ご報告させていただきました 4 指標の数値につきましては、暫定の速報値となっております。総務省による確定値の公表は 11 月下旬を予定しておりますので、確定した数値が速報値の数値と同一の場合にあっては、この報告をもって地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定による報告とし、同一でない場合によっては、同項に規定する手続を改めて行うものとしたします。

続きまして、認定第 1 号から認定第 7 号までの 7 件を一括してご説明申し上げます。

認定第 1 号、令和 2 年度取手市一般会計決算の認定についてであります。令和 2 年度は、とりで未来創造プラン 2020 がスタート初年度であったことから、従来から継続している事業に加えて、新たな効果を生み出す事業を推進しつつ、選択と集中の視点を踏まえ、限られた行政資源の効率的——限られた行政資源の効果的・効率的な財源配分を図るため、魅力ある都市空間づくり、定住化促進及び少子高齢化への対応、安全安心な教育環境の実現、市民協働と持続可能な自治体運営に、市制施行 50 周年を加えた 5 つを重点項目として基本的な方針を定め、事業展開を図ってまいりました。決算の特徴については、これら 5 つの重点項目に従い報告いたします。

1 点目は、魅力ある都市空間づくりとして、取手駅西口地区において、土地区画整理事業による都市基盤の整備を進めつつ、桑原地区の整備についても、土地区画整理事業の事業化に向けた関係機関との協議や、準備組合に対する事業化への支援を継続しました。

2 点目は、定住化促進及び少子高齢化への対応として、子育て世代の人口増加の著しいゆめみ野地区において、高井小学校の放課後子どもクラブ室を整備するとともに、引き続き、シティプロモーションの推進による市のイメージアップ、良質な新築住宅の取得や中古住宅のリノベーション、シニア世代の持家を生かした住替えに対する補助を実施し、特に子育て世代や市内就業者等への定住化促進を図りました。

3 点目は、安全安心な教育環境の実現として、まず宮和田小学校において、老朽化の著

しい校舎及び体育館の大規模改造工事を実施しました。また令和元年度の小学校に続き、令和2年度は各中学校の特別教室に空調設備を設置しました。さらに、通学路交通安全対策プログラムに基づき、道路改良、安全対策施設整備工事を実施し、危険路線の対策及び危険箇所を解消を進めました。

4点目は、市民協働と持続可能な自治体運営として、長期的視野に立った公共施設の全体最適化と持続可能な自治体経営の両立を図るため、公共施設等総合管理計画の第一次行動計画の策定に着手しました。また災害時の重要拠点となる取手庁舎の防災機能の向上と非常時における業務継続のため、取手庁舎の非常用発電設備の改修を行いました。

5点目の市制施行50周年につきましては、記念式典をはじめ様々な記念事業が予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業を延期することといたしました。

また、これら5つの重点項目以外にも、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症への対策として、特別定額給付金給付事業などをはじめとした国の支援策はもとより、新型コロナウイルス感染症対応地方創生準備交付金などを活用した市独自の各種対策を市民生活支援・経済支援・感染拡大防止の3つの柱に基づき、多角的に実施いたしました。市民生活支援としては、GIGA（ギガ）スクール環境整備事業、子育て世帯及び独り親世帯への市独自の給付、新生児への特別定額給付金の給付などを行いました。また、経済支援としては、売上げが減少した事業者への持続事業継続応援給付金の給付、プレミアム商品券事業、テイクアウトを実施する飲食店への支援、アーティストへの活動の場の提供などを行いました。さらに感染拡大防止対策としては、医療機関への支援金の支給、消毒液やマスク等の配布、公共施設における感染拡大防止対策などを行いました。

以上、令和2年度の決算の認定に当たりまして、その概要を申し上げましたが、予算の執行状況及び事業の成果等につきましては、御手元に配付してございます決算書及び決算報告書に御審査いただきますようお願い申し上げます。

認定第2号、令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定についてであります。初めに、本市の顔づくりとなる取手駅西口地区の都市整備事業につきましては、皆様の御理解と御協力により、区画整理事業による都市基盤整備と土地利用推進との一体的なまちづくりを進めているところであります。今後とも皆様の格別の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。歳入の総額は16億9,938万5,000円となりました。主な内訳といたしましては、一般会計からの繰入金、前年度からの繰越金、国庫支出金、県支出金、市債使用料であります。

また歳出の総額は、16億3,357万4,000円となりました。主な内訳といたしましては、事業費12億8,191万1,000円、公債費3億5,166万3,000円であります。歳入歳出差引額は6,581万1,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源の5,499万3,000円を差し引いた実質収支額は、1,081万8,000円となりました。

認定第3号、令和2年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定についてであります。初めに、当市の国民健康保険の加入状況であります。令和2年度末における国民健康保険の加入者数は、2万4,429人で、市全体の23.0%の加入状況となっております。

歳入総額は115億7,200万5,000円となりました。主な内訳といたしましては、国民健康保険税、県支出金であります。また歳出の総額は101億6,354万3,000円となりました。主な内訳といたしましては保険給付費、国民健康保険事業——もとい、国民健康保険事業費納付金であります。歳入歳出差引額は14億846万2,000円となりました。

認定第4号、令和2年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。初めに、当市の後期高齢者医療保険の概況ですが、令和2年度末における被保険者数は1万8,869人で、前年度比102.2%の398人の増加となっております。歳入の総額は31億1,736万6,000円となりました。主な内訳といたしましては、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金であります。また歳出の総額は30億7,806万8,000円となりました。主な内訳といたしましては、茨城県後期高齢者医療広域連合への納付金であります。歳入歳出差引額は、3,929万8,000円となりました。

認定第5号、令和2年度取手市介護保険特別会計決算の認定についてであります。初めに、取手市の高齢者人口は令和2年度末現在において3万6,709人で、高齢化率は34.5%、昨年同時期より0.3ポイント増加をしております。高齢者の介護認定者も同様に増加をしております、令和2年度末には4,958人の方が要介護業支援の認定を受けています。居宅施設等で利用された介護サービスに対する保険給付費も前年度比で2.9%の増加となっております。歳入の総額が86億4,053万1,000円となりました。主な内訳といたしましては、介護保険料、国庫支出金、支払い基金交付金であります。また歳出の総額は83億6,008万4,000円となりました。主な内訳といたしましては、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費であります。歳入歳出差引き額は2億8,044万7,000円となりました。

認定第6号、令和2年度取手市競輪事業特別会計決算の認定についてであります。初めに、競輪事業を取り巻く環境は大変厳しい状況となっておりますが、引き続き車券の売上げ増進、諸経費の節減に努め、収益率をより一層向上させるように努力を怠らない所存であります。歳入の総額は14億7,225万7,000円となりました。主な内訳といたしましては、通常開催車券発売収入であります。また歳出の総額は14億3,640万9,000円（OK）となりました。主な内訳といたしましては、通常競輪事業に要する経費であります。歳入歳出差引額は3,584万8,000円となりました。

認定第7号、令和2年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定についてであります。歳入の総額は73万9,000円となりました。主な内訳といたしましては、2市1町4組合の関係団体からの負担金及び繰越金であります。また歳出の総額は19万7,000円となりました。主な内訳といたしましては、委員3名分の報酬、全国公平委員会連合会等への負担金であります。歳入歳出差引き額は54万2,000円となりました。

次に、同意案第4号から同意案第6号までの取手地方公平委員会委員の選任に関する同意について、提案理由をご説明申し上げます。当公平委員会は、取手市、守谷市、利根町及び一部事務組合で構成されております。3名の委員は、取手市、守谷市利根町からそれぞれ1名ずつを推薦しております。公平委員につきましては、現在、取手市の大峰芳樹氏、守谷市の高坂明夫氏、利根町の坂上雅弘（OK）氏の3氏にお願いしているところでありますが、来る9月30日をもちまして任期満了となります。大峰芳樹氏と坂上雅弘（OK）

氏を引き続き選任するとともに、高坂明夫氏に替わりまして、新たに守谷市から推薦がありました染谷 隆（OK）氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2、第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。なお3氏とも人格が高潔であり、御手元に配付しました経歴書のとおり、人事行政に関し識見を有する方でございます。

諮問第2号及び第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。本件につきましては、人権擁護委員法に基づき、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が現在11名おりますが、このうち稲葉裕子（OK）氏、濱野清（OK）氏が令和3年9月30日をもちまして任期満了となります。稲葉氏及び濱野氏には、人権擁護委員として平成30年より3年間にわたり、熱心に人権相談や人権啓発活動などに取り組んでいただいております。今後もその経験を生かし、人権擁護委員として御活躍いただけると考え、引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。なお、水戸地方法務局管内におきまして、令和3年7月1日より委嘱発令時期が1月及び7月の年2回に変更されたことから、任期が3か月延長され、次期任期は令和4年1月1日からの3年間となります。以上23件につきまして御説明を申し上げます。提出した議案につきまして、慎重審議の上、可決決定または認定、また御承認くださいますようお願いを申し上げます。なお、詳細につきましては、担当部課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

**○総務部長（鈴木文江君）** 皆様、こんにちは。これより、令和3年第3回取手市議会定例会に上程する議案について、それぞれ所管の部長から説明させていただきます。なお決算認定に関する案件以外を先に第1部として説明させていただき、休憩を挟みまして、第2部として、決算認定に関する案件を説明させていただきます。

それでは、議案第46号、取手市政治倫理条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。この条例に基づき設置されている取手市政治倫理審査会では、現在、市長・副市長及び教育長の資産等報告書・所得等報告書の審査が中心となっています。これ以外に、市民の方からの調査請求があった場合、その請求に基づき、審査会が調査する旨も規定されているところです。委員は、弁護士、税理士、司法書士等の専門的な識見を有する方に加え、公募により市民の皆様にも御参画いただき、2年の任期ごとに委員を委嘱しております。ですが、なかなか現状の2年という任期ですと、委員の皆様方の着眼点や審査の視点が深まった頃に2年がたってしまい、改正を迎えるという状況がありました。公募委員の皆様方の新鮮な感覚も重視しながら、もう少し長い期間で審査会委員を務めていただくことが、1回1回の審査において、より深く、そしてより充実した審査体制の構築につながるものと考えまして、委員の任期を従来の2年から3年とする改正を行うものです。なお、来年2月末をもって、現在お務めいただいている委員の任期が満了となりますので、経過措置を設け、延長後の任期3年の適用につきましては、次の委嘱、すなわち来年3月に委嘱する委員からの適用としております。以上、よろしく願いいたします。

**○都市整備部長（齋藤嘉彦君）** 都市整備部、齋藤です。続きまして、議案第47号、3社総交公区第1-1号、取手駅西口ペDESTリアンデッキ整備工事請負契約の締結について御説明いたします。御手元にお配りしております議案書を御覧ください。工事内容とし

ましては、ペDESTリアンデッキの既設階段を含めたりリニューアル化やデッキ本体の耐震補強工事、さらにはシェルター・屋根等の各種施設の設置工事となります。契約内容につきましては、入札調書を御覧ください。請負者は、大竹・コウキ特定建設工事共同企業体です。契約金額は4億5,980万円で、請負率は98.9%でした。契約期間につきましては、議会議決の日の翌日から、令和4年3月31日までとなっております。本件に関する説明は以上です。

**○財政部長（牧野妙子君）** 財政部の牧野でございます。それでは、議案第48号、令和3年度取手市一般会計補正予算（第8号）につきまして御説明いたします。議案書とあわせまして、令和3年度取手市一般会計9月補正予算（案）の概要を、御覧いただければと存じます。まず初めに、9月補正予算（案）の概要の1ページ、1、補正予算の規模を御覧ください。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億307万7,000円を増額し、予算総額を387億7,601万7,000円とするものです。続きまして、その上になりますが、今回の補正予算は2点ございます。1点目にふるさと取手応援寄附金の増額、2点目に新型コロナウイルスワクチン接種の推進、これら2つの考え方にに基づき、補正予算を計上しております。それでは、補正予算の内容について説明させていただきます。説明は議案書に基づき、ふるさと取手応援寄附金については私から、新型コロナウイルスワクチン接種については健康増進部長から御説明いたしますので、よろしく御願いいたします。

初めに、歳入から御説明いたします。議案書4ページを御覧ください。18款、1項、寄附金のふるさと取手応援基金寄附金でございます。ふるさと取手応援寄附金につきましては、今年の7月末の時点で既に1億円を超えております。これは、ビール等の市内特産品が引き続き好評なことによるものでございます。また、8月より民間ポータルサイトを4つに拡充した効果も今後見込まれることから、今年度は昨年度を大きく上回る5億円の寄附額を見込んでおり、当初予算で計上済みであります1億5,000万円を差し引いた3億5,000万円を増額するものでございます。

続きまして、19款、繰入金、2項、基金繰入金のふるさと取手応援基金繰入金は、寄附金の増額に伴い、歳出では、民間ポータルサイトへの業務委託料などの経費も増額になりますが、その財源として充当するため、1億8,252万円を増額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。議案書5ページを御覧ください。2款、総務費、1項、総務管理費のふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費ですが、こちらは寄附金の増額に伴いまして、頂いた寄附金を基金へ積み立てるための積立金3億5,000万円及びふるさと取手応援寄附金受付等業務委託料などの経費1億8,252万円、合計で5億3,252万を増額するものでございます。財政部所管は以上でございます。

**○健康増進部長（大野安史君）** 健康増進部、大野でございます。それでは続きまして同じく議案48号、令和3年度取手市一般会計補正予算（第8号）の健康増進部所管の歳入歳出についてご説明申し上げます。それでは、まず歳入より御説明いたします。補正予算書4ページを御覧ください。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金です。7,055万1,000円でございます。新型コロナ

ウイルスワクチン接種につきましては、医療機関における個別接種とあわせまして、2会場において集団接種を実施しております。今後も引き続き、接種を希望する方へのワクチン接種を推進するため、11月までの集団接種を実施していく上でかかる経費について増額をするものでございます。衛生費国庫補助金として10分の10が交付となります。

続きまして、同じく4ページでございます。21款、諸収入、6項、雑入、雇用保険料本人負担分6,000円でございます。新型コロナウイルスワクチン接種を集団接種会場で実施していくに当たりまして、接種会場及び接種後の事務処理等を実施するための会計年度職員を雇用することにより、雇用保険料の本人負担分を増額するものでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。補正予算書5ページを御覧ください。4款、衛生費、1項、保健衛生費、予防接種に要する経費、7,055万7,000円でございます。歳入でも御説明させていただきました、新型コロナウイルスワクチン接種における集団接種を引き続き実施するに当たりまして、集団接種会場設置委託料や会場借り上げ料等の必要経費を増額するものでございます。なお、9月下旬から11月までの集団接種におきましては、これまで取手地区の会場としてきたウェルネスプラザから別の会場を集団接種会場として設ける予定であります。これは、ウェルネスプラザの9月下旬以降の予約状況において、集団接種会場として使用するための一定期間の連続予約が困難なことから、今後の接種対象年齢層や接種会場としての立地などを勘案しまして、取手駅西口でございます取手駅西口市街地再開発ビル、通称「リボンとりで」内に会場を設けることを予定しております。また、藤代地区における集団接種会場は、今後も藤代公民館の利用を予定しております。健康増進部所管は以上となります。よろしくお願いいたします。

**○財政部長（牧野妙子君）** 議案第48号につきましては、ふるさと取手応援寄附金推進事業では、寄附金の増収に伴い、9月分の業務委託料等の支払いについて、予算に不足が生じるおそれがあること、また新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費では、9月下旬から新たな会場において集団接種を行うに当たり、会場の借上げなどの手続きを早急に行わなければならないことから、議会開会初日に、先議をお願いするものでございます。以上が議案第48号、令和3年度取手市一般会計補正予算（第8号）の説明となります。

続きまして、議案第49号、令和3年度取手市一般会計補正予算（第9号）につきまして、御説明いたします。まず初めに、9月補正予算（案）の概要4ページを御覧ください。1、補正予算の規模です。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億1,248万4,000円を増額し、予算総額を394億8,850万1,000円とするものでございます。

続きまして、その上になりますが、今回の補正予算の基本的な考え方としまして、大きく3点ございます。1点目に、公共施設やインフラ等の維持管理経費。2点目に、民間保育園の施設整備に対する補助。3点目に、歳入におきまして、普通交付税、臨時財政対策債、前年度繰越金等の確定。これらの3つを基本としつつ、その他、緊急性があるものや令和2年度決算の確定に伴う各事業の精算等について計上しております。なお、説明は議案書に基づき、歳入、歳出の順番で各担当部長から御説明いたしますが、歳入のうち、歳出に伴うものにつきましては、歳出の説明の際にあわせて御説明させていただきます。また、人件費の補正につきましては、4月に人事異動を実施したため、過不足のある科目に



ついて、人件費総額を変更せずに、財源調整をしている現員減給の調整ですので、説明は省略させていただきます。

それでは、財政部所管の補正予算の内容について説明させていただきます。初めに歳入でございます。議案書9ページ上段を御覧ください。10款、1項の地方特例交付金で、こちらは3点ございます。まず1点目は、個人市民税減収補てん特例交付金で、これは所得税から個人市民税への税源移譲により、所得税で控除し切れない住宅借入金等特別控除いわゆる住宅ローン控除ですが、これを個人市民税から控除することとなったことに伴い、市町村に生じる減収分を補填するために交付されるもので、令和3年度の額の確定により、162万6,000円を減額するものでございます。2点目、3点目の自動車税減収補てん特例交付金と、軽自動車税減収補てん特例交付金は、消費税率の引上げに合わせた特例措置として、令和元年10月から令和3年12月まで、自家用乗用車の環境性能割の税率が1%軽減されることに伴い、市町村に生じる減収分を補填するために交付されるもので、令和3年度の額の確定により、自動車税減収補てん特例交付金を955万1,000円、軽自動車税減収補てん特例交付金を86万9,000円、それぞれ減額するものでございます。

次に、その下の11款、1項の地方交付税の普通交付税は、令和3年度の額が決定いたしましたので、6億4,677万円を増額するものでございます。

次に、10ページを御覧ください。下段の19款、繰入金、2項、基金繰入金の財政調整基金繰入金及び減債基金繰入金は、今回の補正の財源調整により、それぞれ1億6,357万9,000円と、5,000万円を減額して、基金に戻すものでございます。

同じく、その下の公共施設整備基金繰入金は、市民会館・福社会館の自動ドアの修繕や久賀公民館屋根改修工事実施設計業務委託料に合計272万円を充当するものでございます。

次に、11ページを御覧ください。上段の20款、1項繰越金の前年度繰越金は、令和3年度への繰越し財源を除いた前年度からの繰越金が12億4,627万2,000円となったため、当初予算で計上済みであります5億円を差し引いた7億4,627万2,000円を増額するものでございます。

次に、下段の22款、1項の市債でございます。まず、災害関連事業債（地盤沈下対策分）は、福岡堰地区地盤沈下対策事業負担金に50万円を充当するものでございます。同じく、その下の合併特例債は、民間保育園施設整備費補助金に940万円を充当するものでございます。同じく、その下の臨時財政対策債は、額の決定により、6億5,795万2,000円を減額するものでございます。同じく、その下の緊急自然災害防止対策事業債は、米ノ井と稲地区におけるのり面改修工事に伴う測量設計委託料に合計1,400万円を充当するものでございます。

続きまして、6ページにお戻り願います。第3表、地方債補正は、先ほど市債で御説明いたしました緊急自然災害防止対策事業債の追加と、災害関連事業（地盤沈下対策分）、合併特例債、臨時財政対策債のそれぞれの限度額を変更するものでございます。

続きまして、歳出でございます。議案書13ページをお開きください。中段になります。2款、総務費、1項、総務管理費の財政調整基金積立金は、前年度繰越金の確定によりまして、増額分の2分の1以上を積み立てるため、3億7,879万5,000円を増額するもので

ございます。歳入のところで御説明いたしました、繰戻し分1億6,357万9,000円と合わせて、財政調整基金残高が5億4,237万4,000円の増額となります。同じく、その下の減債基金積立金は今回の補正予算の財源調整のため、5,000万円を増額するものでございます。こちらも歳入のところで御説明いたしました繰戻し分5,000万円と合わせまして、減債基金残高が1億円の増額となります。

続きまして、13ページ下段から14ページ上段にかけまして、過年度国庫支出金等過誤納返還金ですが、令和2年度の実績報告に基づき、交付額が確定された国・県負担金や補助金のうち超過受入れ分を返還するため1億4,110万円を増額するものでございます。

**○健康増進部長（大野安史君）** それでは変わりました、議案第49号、令和3年度取手市一般会計補正予算（第9号）の健康増進部所管の歳入歳出につきまして、御説明を申し上げます。

それでは歳入より御説明いたします。補正予算書の9ページをお開きください。13款、分担金及び負担金、1項、負担金、取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費負担金（過年度分）394万1,000円でございます。休日夜間緊急診療所の運営につきましては、取手市、守谷市、利根町、つくばみらい市の3市1町で、取手市医師会に委託しているものでございますが、令和2年度の患者数減少に伴いまして、守谷市、利根町及びつくばみらい市におきまして、追加負担金が発生したことによるものでございます。

続きまして、10ページを御覧ください。19款、繰入金、1項、特別会計繰入金、国民健康保険事業特別会計繰入金、2,288万8,000円を増額するものでございます。これは令和2年度の国民健康保険に関する職員給与費、事務費、出産育児金の精算金を、取手市国民健康保険特別会計より繰入れするものでございます。その下段、後期高齢者医療特別会計繰入金、3,869万8,000円を増額するものです。これは後期高齢者医療特別会計の令和2年度の繰越金が増加したことによるものでございます。

次に、11ページを御覧ください。21款、諸収入、6項、雑入でございます。新型コロナウイルスワクチン接種予約システム障害弁償金、211万2,000円でございます。これは令和3年4月19日から開始した新型コロナウイルスワクチン予約に使用した電算システムにおきまして、予約完了後に予約者本人に自動返信される予約確認メール、これにおきまして生じた不具合並びに高齢者向けに実施いたしましたワクチン接種予約会において生じたシステムの動作遅延による対応のために発生した職員の時間外勤務手当等の弁償金となります。

続きまして、歳出に移らせていただきます。補正予算書17ページをお開きください。3款、民生費、1項、社会福祉費、ウェルネスプラザ指定管理運営に要する経費につきましては、令和2年度に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館措置を行った期間中における指定管理者に生じた損失に対し、休業支援金として、既に補てんした額を差し引いた後の金額を指定管理料精算金として52万円を増額計上しております。

次に、21ページをお開きください。4款、衛生費、1項、保健衛生費、取手北相馬休日夜間緊急診療所運営に要する経費、1,088万6,000円です。歳入でも御説明させていただきましたが、取手北相馬休日夜間緊急診療所における患者数の減少に伴いまして、精算

額を追加で支出することから、取手市が2市1町の金額を歳入として受入れ、取手市も含めた精算額をまとめて支出するための増額となります。以上が、健康増進部の所管となります。よろしくお願いたします。

**○福祉部長（稲葉芳弘君）** 福祉部、稲葉です。議案第49号の福祉部所管の歳入歳出についてご説明申し上げます。それでは歳入からご説明申し上げます。補正予算9ページを御覧ください。15款、国庫支出金、1項、国庫負担金は、令和2年度の実績報告による精算に伴い、追加交付される国負担金を受け入れるため、自立支援給付費負担金（過年度分）850万3,000円、自立支援医療給付費負担金（過年度）52万8,000円、児童扶養手当（過年度）261万3,000円、児童手当（過年度）593万3,000円、障害児入所給付費等負担金（過年度分）728万9,000円を計上しております。

次に、10ページを御覧ください。19款、繰入金、1項、特別会計繰入金の介護保険特別会計繰入金は、令和2年度の精算により、3,330万1,000円を増額しております。

次に、11ページになります。21款、諸収入、6項、雑入の民生費雑入を御覧ください。社会福祉協議会補助金精算金の過年度分378万3,000円を計上しております。これは、社会福祉協議会の補助金のうち、成年後見事業について決算が確定し余剰金が生じたため、精算金を受け入れるものであります。

次の社会福祉協議会の委託事業につきましても、決算により余剰金が生じたため、生活困窮者自立相談支援委託料精算金（過年度）、292万2,000円、ぬくもり学習支援業務委託料精算金（過年度）78万6,000円、ひきこもり相談支援業務委託料精算金（過年度）55万7,000円、ファミリーサポートセンター事業委託料精算金（過年度）130万9,000円を精算金として計上しております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。18ページを御覧ください。3款、民生費、1項、社会福祉費の介護保険特別会計繰出金は、令和2年度の低所得者保険料軽減負担金の精算により、195万7,000円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国負担金130万4,000円、県負担金65万3,000円をそれぞれ増額しております。

次に、19ページを御覧ください。2項、児童福祉費の民間保育園運営に要する経費は、共生保育園の増改築工事に対する施設整備補助金として2,978万5,000円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、県補助金1,985万7,000円を増額しております。以上、福祉部所管の歳入歳出についてご説明申し上げます。

**○まちづくり振興部長（野口 昇君）** まちづくり振興部の野口です。続きまして、まちづくり振興部所管の議案第49号、一般会計補正予算について御説明いたします。補正予算書23ページ中段を御覧ください。5款、農林水産業費、1項、農業費、4目、農地費の土地改良事業に要する経費、59万2,000円を増額するものです。これは福岡堰土地改良区管内において、県が主体となって実施する農業用水路等の地盤沈下対策事業の追加工事に伴う増額負担金となります。以上、まちづくり振興部所管の補正予算となります。

**○建設部長（前野 拓君）** 建設部の前野です。私からは建設部所管分についてご説明申し上げます。最初に管理課所管の補正予算です。補正予算書25ページ下段を御覧ください。7款、土木費、2項、道路橋りょう費、道路維持補修に要する経費は、需用費修繕料、

委託料について、合わせて1,363万3,000円の増額をしております。まず需用費修繕料、1,004万円の増額です。内容としましては、常総ふれあい道路（市道0106号）の戸頭地区歩道部において、自転車と歩行者を分離する区画線（白線）などが消えかかっていることから、約1.5キロメートルの区間で区画線の引き直しを行うほか、台宿二丁目地区、中田地区の2地区においても、区画線（外側線、センターライン）の修繕を実施いたします。そのほかの修繕として、傷んだアスファルト舗装の補修を柵木地区及び野々井地区の2地区で実施いたします。また、道路側溝の補修や新たな排水管渠の設置など、井野一丁目地区、白山二丁目地区、白山四丁目地区、上萱場地区の4地区で実施いたします。

続きまして、委託料ですが359万3,000円の増額です。米ノ井地内の市道1-2318号線において、令和2年10月の大雨の際、市道のり面を保護する土留めの一部が崩壊したことから、現地測量や擁壁の設計に要する費用として委託料を計上するものです。なお、当該委託料の財源内訳ですが、要求額359万3,000円のうち、350万円を緊急自然災害防止対策事業債にて充当いたします。

続きまして、道路建設課所管の補正予算です。25ページ、最下段から26ページ上段にかけて御覧ください。道路維持に要する経費は、稲地内の市道1-2494号線のり面の安全対策のため、現地測量や擁壁の設計に要する委託料として1,109万9,000円を計上しております。市道1-2494号線は、取手郵便局から取手西小学校へ向かう路線で、平成25年度から平成28年度に実施した通学路交通安全プログラムにおいて拡幅し、歩道を整備した路線です。当該市道のり面は市道拡幅の際に買収した土地の一部で、未利用地として残っていた法面です。近年、のり面の一部が少しずつ崩れていることが判明し、さらなる崩落を防ぐため、早急な安全対策を講ずる必要があることから、測量設計に要する委託料として計上するものです。なお当該委託料の財源内訳ですが、要求額1,109万9,000円のうち1,050万円を緊急自然災害防止対策事業債にて充当いたします。

最後に、水とみどりの課所管の補正予算です。27ページ中段を御覧ください。7款、土木費、3項、都市計画費、緑地管理に要する経費は、緑地等樹木剪定業務委託料として、1,267万2,000円を計上しております。内容としましては、台宿地区の寺前公園ほか3か所の公園等において、近隣住民などから樹木が周辺道路や居住している宅地の近くまで繁茂し、通行や防犯上支障を来しているため、樹木の伐採・剪定の要望が寄せられていました。なお、当該事業は県の補助金である身近なみどり整備推進事業補助金を活用することにより、一般財源の持ち出しはございません。県補助金につきましては、補正予算書10ページ上段に記載されておりますので、併せて御参照ください。建設部所管分につきましては、以上となります。

**○都市整備部長（齋藤嘉彦君）** 都市整備部、齋藤です。続きまして、都市整備部所管事項について御説明させていただきます。一般会計補正予算書27ページ下段を御覧ください。3項、都市計画費、9目、西口都市整備事業、取手駅西口都市整備事業特別会計繰入金ですが、191万8,000円の減を計上しております。内容につきましては、取手市取手駅西口都市整備事業特別会計において生じた前年度繰越金の増並びに工事請負費の増額に係る繰入金との調整により、繰出金の減額を計上するものでございます。以上です。

○教育部長（田中英樹君） 教育委員会、田中でございます。教育委員会所管の御説明をいたします。初めに、補正予算書 30 ページ上段の学校施設整備基金積立金につきましては、将来に向けた学校施設整備のため、9月補正予算の財源調整により5,000万円を基金へ積立いたします。なお、補正後の積立金残高は1億1,580万5,000円となります。

その下、教育情報機器整備に要する経費につきましては、日本学校保健会が運用する学校等欠席者・感染症情報システムと、本市が運用している校務支援システム間のデータ連携を行うために要する経費となります。この事業は、両者システム間のデータ連携を行うことで、多忙を極める学校現場でのシステム入力負担を減らし、業務効率化に資するとともに、感染症のまん延防止と子どもの学習機会の損失を防ぐことを目的に、システム連携業務委託料として600万円を新たに計上するものです。なお財源としまして、公益財団法人日本学校保健会からの10分の10の補助金を充当いたします。

次に、中段の教育振興に要する経費につきましては、文部科学省の学校図書館の振興に向けた調査研究委託事業に本市で応募した事業が7月中旬に採択されたことから、事業費30万円を新たに計上するものです。この事業は市立図書館－学校図書館連携事業（ほんくる）の一層の利用促進と合わせて、「心からみんなに勧めたい1冊の本推進事業」を進めるために、外部講師による子ども読書活動推進に関する講習会の開催、児童生徒の学校図書館の利用促進を図る推薦図書購入等を行います。なお、財源として国庫委託金10分の10の30万円を充当いたします。

その下、オリンピック・パラリンピック教育推進事業に要する経費につきましては、本県のオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及・促進を図るとともに、スポーツ機運の醸成を図り、児童生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育成するため、県のオリンピックパラリンピック教育推進事業を受託したものです。パラリンピアン・オリンピックを招聘し、講演会や体験事業を実施するため、15万円を新たに計上するものです。なお財源として、県委託金10分の10の15万円を充当いたします。

続きまして31ページ、小学校教育設備及び教材に要する経費につきましては、昨年宮和田小学校の大規模改造工事を請け負った事業者から、宮和田小学校の児童のたちのために役立ててほしいと30万円の寄附金をいただいております。同校に大型提示装置や屋外ベンチを購入して配置するため、30万円を増額補正するものです。

次に、補正予算書33ページ下段、公民館施設整備に要する経費につきましては、久賀公民館の屋根が経年劣化と大雨と強風により屋根シートが剥がれ、雨漏りが生じたため、全面的な屋根改修工事を計画するものです。来年度の工事に向けて実施設計を行うため、委託料として120万円を増額補正するものです。

次に補正予算書34ページ、取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費につきましては、取手グリーンスポーツセンターの指定管理料ですが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、当施設が令和2年3月7日から5月31日、及び令和3年1月19日から2月7日まで休館となり、令和2年度分の収入に減が生じたため、年度協定に定めた不可抗力による減収とし、指定管理料の補てんを行うため365万3,000円を増額補正するも

のです。教育費の歳出は以上となります。

続きまして、5ページに戻りまして、第2表、債務負担行為の補正を御説明いたします。

図書館電算システム及び学校連携システム使用料です。期間は令和3年度から9年度まで、限度額は1億6,944万円です。内容は、5年契約となっている現行のシステムが令和4年6月末で終了するため、新たに令和4年7月から5年間の賃貸契約を締結するための準備行為を行うため、債務負担行為を追加するものです。教育委員会からの説明は、以上となります。

**○政策推進部長（井橋貞夫君）** 政策推進部、井橋です。政策推進部所管事項について説明させていただきます。補正予算書33ページ、市民会館・福社会館管理運営に要する経費は、市民会館と福社会館の自動ドアの保守点検の結果、経年劣化による部品性能の低下により修繕が必要と判断され、利用者の安全を確保するため、6台の自動ドアの部品を交換し、修繕する費用176万円を計上するものです。

以上が、議案第49号、令和3年度取手市一般会計補正予算（第9号）の説明になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

**○都市整備部長（齋藤嘉彦君）** 都市整備部、齋藤です。続きまして、議案第50号、令和3年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億7,200万円を追加し、予算総額を10億5,098万9,000円とするものであります。

それでは、補正予算書5ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入から説明いたします。2款、国庫補助金につきましては、9,460万円の増となります。こちらは国の補助金の配分の増額分となります。次に4款、一般会計繰入金につきましては、191万8,000円の減となります。続きまして5款、繰越金につきましては、前年度繰越金971万8,000円の増額となります。次に7款、市債ですが、取手駅北土地地区画整理事業債6,960万円の増となります。

続きまして、6ページ、歳出について御説明いたします。1款、事業費、2項、総務費につきましては、一般職、一般職人件費の財源充当の変更を行うものであり、既定の歳出予算の総額に変更ございません。1款、事業費、取手駅北土地地区画整理事業に要する経費といたしまして、1億7,200万円の増となります。内訳といたしましては、工事請負費の増額となります。このたび国の補助金の配分が増額されたことから、今後予定している交通広場整備工事の進捗を図ってまいります。

次に3ページ、第2表、地方債補正についてでございます。取手駅北土地地区画整理事業債の限度額1億3,190万円については、6,960万円を増額し、2億1,500万円に補正するものでございます。

次に、7ページ、地方債の現在の見込みに関する調書ですが、地方債の主なものとしましては、取手駅北土地地区画整理事業債、地方特定道路整備事業債及び合併特例債で、合計で前年度末現在高見込額53億3,688万4,000円。当該年度末現在高見込額52億566万6,000円となります。説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○健康増進部長（大野安史君）** 健康増進部、大野でございます。私のほうからは、議案

第 51 号及び第 52 号につきまして、続けて御説明をさせていただきます。

それでは、まず議案第 51 号、令和 3 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 14 億 4,305 万 5,000 円を増額し、予算総額を 115 億 7,608 万 7,000 円とするものでございます。

それでは、歳入より御説明いたします。補正予算書 4 ページを御覧ください。4 款、県支出金、1 項、県補助金、普通交付金——失礼しました、7,403 万 8,000 円。保健事業費補助金 55 万 5,000 円をそれぞれ増額するものでございます。これは令和 3 年度、茨城県国民健康保険、保険給付費等交付金が 68 億 6,126 万 8,000 円、茨城県がん予防・検診促進事業費補助金が 55 万 5,000 円に確定したことによるものでございます。

続きまして、7 款、繰越金、1 項、繰越金でございます。前年度繰越金について、13 億 6,846 万 2,000 円を増額するものでございます。これは、令和 2 年度繰越金 14 億 846 万 2,000 円に、確定したことによるものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。補正予算書 5 ページを御覧ください。2 款、保険給付費、1 項、療養給付費【「療養給付費」を「療養諸費」に発言訂正】、一般保険者療養給付費、63 億 7,200 万円及び 5 款、保健事業費、2 項、保健事業費、疾病の予防に要する経費 1 億 382 万 3,000 円につきましては、予算額の増額はございませんが、財源の充当を変更するものでございます。続いて、補正予算書 6 ページを御覧ください。6 款、基金積立金、1 項、基金積立金、財政調整基金積立金として 14 億 2,016 万 7,000 円を増額するものです。

次に、7 款、諸支出金、2 項、繰出金でございます。国民健康保険一般会計繰出金、2,288 万 8,000 円を増額するものです。これは、令和 2 年度の国民健康保険に関する職員給与費、事業費、出産育児一時金の精算分について、一般会計へ繰り出しするものでございます。以上が、議案第 51 号の説明となります。

続きまして、議案第 52 号、令和 3 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを御説明いたします。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3,869 万 8,000 円を増額し、予算総額を 32 億 8,507 万 2,000 円とするものでございます。それでは歳入より御説明いたします。補正予算書 3 ページを御覧ください。4 款、繰越金、1 項、繰越金、前年度繰越金について、令和 2 年度繰越金が確定したことにより、3,869 万 8,000 円を増額するものでございます。続きまして、歳出でございます。同じく 3 ページ、3 款、諸支出金、2 項、繰出金、後期高齢者医療一般会計繰出金につきましては、歳入で御説明した令和 2 年度繰越金を一般会計へ繰出金として同額を計上するものでございます。説明は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 福祉部、稲葉です。議案第 53 号、令和 3 年度取手市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 6,749 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 86 億 5,538 万 8,000 円とするものです。

初めに、歳入について主なものをご説明申し上げます。議案の 4 ページになります。7

款、繰入金、2項、基金繰入金、令和2年度介護給付費が確定したことにより、介護給付費準備基金からの繰入金を8,990万5,000円減額しております。次に、8款、繰越金、1項、繰越金、7款、繰入金と同様に令和2年度介護給付費が確定したことにより、2億5,544万7,000円を増額しています。

次に、歳出についてご説明申し上げます。議案の5ページになります。1款、総務費、1項、総務管理費、介護給付費準備基金積立金につきまして、令和2年度の介護給付費が確定したことにより、1億986万4,000円増額しております。

続いて、議案の10ページです。4款、諸支出、諸支出金、1項償還金及び還付加算金、同じく令和2年度の介護給付費が確定したことにより、国庫金等の返還金を2,433万4,000円増額しております。続いて、同じページで、4款、諸支出金、2項、繰出金、介護給付費が確定したことにより、国庫金等と同様に一般会計への返還が発生したため、3,330万1,000円を増額しております。以上、議案第53号の説明は終わりになります。

**○財政部長（牧野妙子君）** 財政部牧野でございます。続きまして、承認第7号、令和3年度取手市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認につきまして御説明いたします。議案書とあわせまして、令和3年度一般会計8月6日専決補正予算の概要を御覧いただければと存じます。初めに、補正予算の概要の1ページ、1、補正予算の規模を御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に3,257万4,000円を増額し、予算総額を381億7,294万円とするものでございます。今回の補正予算の専決処分につきましては、令和3年7月1日に発生いたしました集中降雨による災害に対応するため、応急処理経費の補正予算措置を行いました。これに伴い、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、8月6日付けで専決処分を行ったものでございます。ここからの説明は、議案書に基づき、各担当部長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、財政部所管の補正予算の内容について説明させていただきます。初めに歳入でございます。議案書3ページを御覧ください。19款、繰入金、2項、基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源として、3,257万4,000円を基金から繰り入れるものでございます。歳入は以上となります。

**○建設部長（前野 拓君）** 建設部の前野です。続きまして、歳出のうち、建設部所管分についてご説明申し上げます。議案書4ページを御覧ください。

まず、修繕料327万8,000円です。そのうち242万円が、建設部所管分の修繕料となります。内容といたしましては、新川地内双葉第1ポンプ場の水位計や操作盤内のリレー等の電気系統の劣化が進むことにより、ポンプを含めた機器類が正常に作動せず、運転不能に陥る可能性があることから、部品を交換し、不測の事態に備えるものです。

続きまして、委託料2,277万円です。内容といたしましては、新取手地区の雨水排水を流すための雨水幹線において、相野谷川と合流する最下流部、新取手3丁目、水の公園付近の約170メートルの区間で、ボックスカルバートの内部に厚さ約40センチの土砂が堆積していることが大雨後の調査で確認されました。これらの堆積物に起因し、新取手地区からの雨水排水の流れを阻害する可能性もあることから、堆積した土砂を速やかに撤去し、



今後の集中豪雨や台風シーズンに備えるものです。建設部所管分は以上となります。

**○教育部長（田中英樹君）** 教育委員会、田中でございます。教育委員会所管の御説明をいたします。同じく補正予算書4ページ、修繕料327万8,000円のうち85万8,000円につきましては、永山中学校のガス空調機の故障対応のため計上したものです。また、工事請負費として、永山中学校の校庭の土砂流出による近隣等への被害を防止するため、道路境界ののり面について、土留め設置工事を行う工事費652万6,000円をあわせて計上いたしました。承認第7号についての説明は以上となります。

**○財政部長（牧野妙子君）** 財政部牧野でございます。続きまして、報告第8号、令和2年度取手市一般会計継続費精算報告書につきまして御説明いたします。議案書の2ページを御覧ください。こちらの継続費精算報告書につきましては、非常用発電設備改修事業及び取手図書館空調設備改修事業の2事業につきまして、継続費設定内容の事業が完了しましたので、いずれも令和元年度から令和2年度までの各年度の年割額に対する支出額を調製し、ご報告申し上げるものでございます。以上が、報告第8号、令和2年度取手市一般会計継続費精算報告書についての説明になります。

続きまして、報告第9号、令和2年度取手市健全化判断比率につきまして御説明いたします。議案書2ページを御覧ください。こちらにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項の規定に基づき、ご報告申し上げるものでございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれにつきましても、早期健全化基準には該当しない結果となっております。なお、備考の(1)にもございますとおり、今回ご報告させていただきます数値につきましては、暫定の速報値となっております。総務省による確定値の公表は11月下旬を予定しておりますので、確定した数値が速報値の数値と同一の場合は、この報告をもって地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告とし、同一でない場合にあつては、同項に規定する手続を改めて行うものといたします。以上が、報告第9号、令和2年度取手市健全化判断比率についての説明になります。よろしくお願い申し上げます。

**○総務部長（鈴木文江君）** 総務部、鈴木です。続きまして、同意案第4号から同意案第6号、取手地方公平委員会委員の選任に関する同意についてご説明申し上げます。当公平委員会は、取手市、守谷市、利根町、及び取手地方広域下水道組合ほか3つの一部事務組合により構成されております。委員は3名で、取手市、守谷市、利根町からそれぞれ1名ずつの推薦により、取手市の大峰芳樹氏（OK）、守谷市の高坂明夫氏（OK）、利根町の坂上雅弘氏（OK）の3氏にお願いしておりますが、任期が、いずれも本年9月30日をもって満了するため、後任の委員を選任したく、議会の同意を求めるものです。取手市の大峰委員、利根町の坂上委員につきましては、引き続き推薦がありましたので、今回再任の同意をお願いするものであります。また、守谷市につきましては、高坂委員が今期をもって退任されることとなり、新たに染谷 隆氏（OK）の推薦を受けましたので、同氏の選任について御同意いただきたく提案する次第であります。なお、染谷 隆氏は人格が高潔で、御手元に配付しました経歴書のとおり、長年守谷市職員として行政に携わり、人事行政に関し識見を有する方であります。

次に、諮問第2号及び第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。平成30年10月1日付で人権擁護委員に就任し、3年間活動していただきました稲葉裕子委員及び浜野清委員の任期が、本年9月30日で任期満了することに伴い、両氏を引き続き人権擁護委員として法務大臣へ推薦したく、議会の意見を求めるものです。なお、これまで任期満了ごとに、議会の意見を随時お伺いした上で推薦し、法務大臣から委嘱を受けていたものでございますが、委嘱発令日を弾力的に運用することが可能となり、水戸地方法務局管内である茨城県内においても、本年7月以降、委嘱発令を1月と7月の年2回に集約することとなりました。9月30日をもちまして一旦は、稲葉委員、浜野委員ともに任期が満了となりますが、人権擁護委員法で、後任の方が委嘱されるまでの間は従前の方に職務を行っていただくこととなっておりますので、お二人には12月末まで引き続きお勤めいただいた上で、1月の委嘱から新たに任期3年が開始となります。この委嘱方法の変更は、本年7月1日からの運用となりますので、今回が初めてのケースとなります。今後は、1月委嘱の方は9月議会に、7月委嘱の方は3月議会に上程し、意見を求めることとなります。

以上で、第1部の説明を終了させていただきます。ありがとうございました。